

大口町告示第24号

大口町障害児通所給付支援事業等実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町障害児通所給付支援事業等実施要綱の一部を改正する要綱

大口町障害児通所給付支援事業等実施要綱（平成25年大口町告示第27号）の一部を次のように改正する。

第17条を第19条とする。

第16条第1項中「様式第15」を「様式第21」に改め、同条第2項中「様式第16」を「様式第22」に改め、同条第3項中「法第6条の2の2」を「法第6条の2第8項」に、「様式第17」を「様式第23」に改め、同条第4項中「様式第18」を「様式第24」に改め、同条を第18条とする。

第15条の次に次の2条を加える。

（障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置の手続き）

第16条 町長が、法第21条の6の規定による障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供を行おうとする場合は、あらかじめ支援依頼書（様式第15）を、当該措置を行う事業者を送付するとともに、当該措置を行うことを決定したときは、支援決定通知書（様式第16）を当該措置を受ける障害児の保護者に送付しなければならない。

2 町長は、前項による措置を変更することを決定したときは、支援変更決定通知書（様式第17）を、当該措置を受けている障害児の保護者に送付しなければならない。

3 町長は、第1項の措置を解除することを決定したときは、支援終了決定通知書（様式第18）を、当該措置を行う事業者を送付するとともに、支援終了通知書（様式第19）を、当該措置を受けている障害児の保護者に送付しなければならない。

（障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収）

第17条 町長は、法第21条の6に規定する措置を行う場合において、法第56条第2項の規定に基づき、当該措置を受ける障害児の保護者又はその扶養義務者から徴収する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

2 町長は、前項の規定に基づき徴収する費用の額を決定したときは、費用徴収額

決定（変更）通知書（様式第 20）により、扶養義務者（障害児の保護者が扶養義務者でない場合に限る。）に通知しなければならない。

様式第 15 中「様式第 15（第 16 条関係）」を「様式第 21（第 19 条関係）」に改め、同様式を様式第 21 とする。

様式第 16 中「様式第 16（第 16 条関係）」を「様式第 22（第 19 条関係）」に改め、同様式を様式第 22 とする。

様式第 17 中「様式第 17（第 16 条関係）」を「様式第 23（第 19 条関係）」に改め、同様式を様式第 23 とする。

様式第 18 中「様式第 18（第 16 条関係）」を「様式第 24（第 19 条関係）」に改め、同様式を様式第 24 とする。

様式第 14 の次に次の 6 様式を加える。

様式第 1 5 （第 1 6 条関係）

支援依頼書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

児童福祉法第 2 1 条の 6 の規定に基づき、下記の者の支援を貴事業所に依頼いたします。
なお、受託できないときは、速やかに回答してください。

記

住所	
障害者氏名	男 ・ 女
生年月日	
障害の種類と 程度	
依頼したい支援 の種類及び量	
予定期間	
その他	

様式第 16（第 16 条関係）

支援決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

あなたを、児童福祉法第 21 条の 6 の規定に基づき、下記のとおり支援することに決定しましたので、通知します。

記

支援の種類及び量	
支援を提供する事業所	事業所又は施設名 代表者氏名 所在地 連絡先
予定期間	
費用徴収額	(本人負担額) (扶養義務者負担額) ※大口町にお支払いください。
その他	

- ・ 審査請求及び取消訴訟
 - 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
 - 2 処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

 - (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- ・ 問い合わせ先

様式第 1 7 （第 1 6 条関係）

支援変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付け 号で通知した支援の内容を下記のとおり変更することを決定しましたので通知します。

記

区分	変更前	変更後
支援の種類及び量		
支援を提供する事業所	事業所又は施設名 代表者氏名 所在地 連絡先	
予定期間		
費用徴収額	(本人負担額)	(本人負担額)
その他		

- ・審査請求及び取消訴訟
 - 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
 - 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- ・問い合わせ先

様式第 18（第 16 条関係）

支援終了決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付け 号で依頼した、下記の者の支援を終了すること
を決定しましたので通知します。

記

障害者氏名	
住所	
支援終了日	
依頼していた支援	
その他	

様式第 19（第 16 条関係）

支援終了通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

児童福祉法第 21 条の 6 の規定に基づき行った支援を下記のとおり終了することに決定しましたので通知します。

記

支援の種類及び量	
支援を提供する事業所	事業所又は施設名 代表者氏名 所在地 連絡先
終了日	
その他	

- ・ 審査請求及び取消訴訟
 - 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
 - 2 処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

 - （1） 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- ・ 問い合わせ先

様式第20（第17条関係）

費用徴収額決定（変更）通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

あなたを、児童福祉法第21条の6の規定に基づき行った下記の措置に係る、扶養義務者と認定し、負担すべき費用の額を決定（変更）しましたので、通知します。

記

障害児氏名	
住所	
支援の種類及び量	
支援を提供する事業所	事業所又は施設名 代表者氏名 所在地 連絡先
予定期間	
費用支払額	扶養義務者負担額

- ・ 審査請求及び取消訴訟
 - 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
 - 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

 - （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- ・ 問い合わせ先

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町障害児通所給付支援事業等実施要綱一部改正新旧対照表

新	旧
(高額障害児通所給付費の支給) 第15条 略 <u>(障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置の手続き)</u> 第16条 <u>町長が、法第21条の6の規定による障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供を行おうとする場合は、あらかじめ支援依頼書(様式第15)を、当該措置を行う事業者に送付するとともに、当該措置を行うことを決定したときは、支援決定通知書(様式第16)を当該措置を受ける障害児の保護者に送付しなければならない。</u> 2 <u>町長は、前項による措置を変更することを決定したときは、支援変更決定通知書(様式第17)を、当該措置を受けている障害児の保護者に送付しなければならない。</u> 3 <u>町長は、第1項の措置を解除することを決定したときは、支援終了決定通知書(様式第18)を、当該措置を行う事業者に送付するとともに、支援終了通知書(様式第19)を、当該措置を受けている障害児の保護者に送付しなければならない。</u> <u>(障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収)</u> 第17条 <u>町長は、法第21条の6に規定する措置を行う場合において、法第56条第2項の規定に基づき、当該措置を受ける障害児の保護者又はその扶養義務者から徴収する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。</u> 2 <u>町長は、前項の規定に基づき徴収する費用の額を決定したときは、費用徴収額決定(変更)通知書(様式第20)により、扶養義務者(障害児の保護者が扶養義務者でない場合に限る。)に通知しなければならない。</u> (障害児相談支援給付費の支給)	(高額障害児通所給付費の支給) 第15条 略 (障害児相談支援給付費の支給)

新	旧
<u>第 1 8 条</u> 法第 2 4 条の 2 6 第 1 項の規定による申請は、障害児相談支援給付費支給申請書（<u>様式第 2 1</u>）によるものとする。 2 町長は、前項の申請について支給又は却下の決定をしたときは、障害児相談支援給付費支給（却下）決定通知書（<u>様式第 2 2</u>）により当該決定を受けた者に通知するものとする。 3 町長は、<u>法第 6 条の 2 の 2</u>の規定に基づき決定した期間について変更の決定をしたときは、モニタリング期間変更決定通知書（<u>様式第 2 3</u>）により当該決定を受けた者に通知するものとする。 4 町長は、法第 2 4 条の 2 6 第 1 項の規定による障害児相談支援給付費の支給の取消しをしたときは、障害児相談支援給付費支給取消通知書（<u>様式第 2 4</u>）により当該取消しを受けた者に通知するものとする。 （その他必要事項） <u>第 1 9 条</u> 略	<u>第 1 6 条</u> 法第 2 4 条の 2 6 第 1 項の規定による申請は、障害児相談支援給付費支給申請書（<u>様式第 1 5</u>）によるものとする。 2 町長は、前項の申請について支給又は却下の決定をしたときは、障害児相談支援給付費支給（却下）決定通知書（<u>様式第 1 6</u>）により当該決定を受けた者に通知するものとする。 3 町長は、<u>法第 6 条の 2 第 8 項</u>の規定に基づき決定した期間について変更の決定をしたときは、モニタリング期間変更決定通知書（<u>様式第 1 7</u>）により当該決定を受けた者に通知するものとする。 4 町長は、法第 2 4 条の 2 6 第 1 項の規定による障害児相談支援給付費の支給の取消しをしたときは、障害児相談支援給付費支給取消通知書（<u>様式第 1 8</u>）により当該取消しを受けた者に通知するものとする。 （その他必要事項） <u>第 1 7 条</u> 略
<u>様式第 1 5</u>（第 1 6 条関係） 【別記】 <u>様式第 1 6</u>（第 1 6 条関係） 【別記】 <u>様式第 1 7</u>（第 1 6 条関係） 【別記】 <u>様式第 1 8</u>（第 1 6 条関係） 【別記】 <u>様式第 1 9</u>（第 1 6 条関係） 【別記】 <u>様式第 2 0</u>（第 1 7 条関係） 【別記】 <u>様式第 2 1</u>（第 1 8 条関係） 【別記】 <u>様式第 2 2</u>（第 1 8 条関係） 【別記】 <u>様式第 2 3</u>（第 1 8 条関係） 【別記】 <u>様式第 2 4</u>（第 1 8 条関係） 【別記】	<u>様式第 1 5</u>（第 1 6 条関係） 【別記】 <u>様式第 1 6</u>（第 1 6 条関係） 【別記】 <u>様式第 1 7</u>（第 1 6 条関係） 【別記】 <u>様式第 1 8</u>（第 1 6 条関係） 【別記】

様式第 15（第 16 条関係）

支援依頼書

第 号
年 月 日

様

大口町長



児童福祉法第 21 条の 6 の規定に基づき、下記の者の支援を貴事業所に依頼いたします。
なお、受託できないときは、速やかに回答してください。

記

住所	
障害者氏名	男 ・ 女
生年月日	
障害の種類と 程度	
依頼したい支援 の種類及び量	
予定期間	
その他	

届 出 者	フリガナ		申 請 者 との関係	
	氏 名			
	住 所	〒 電話番号		

様式第 16（第 16 条関係）

支援決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

あなたを、児童福祉法第 21 条の 6 の規定に基づき、下記のとおり支援することに決定しましたので、通知します。

記

支援の種類及び量	
支援を提供する事業所	事業所又は施設名 代表者氏名 所在地 連絡先
予定期間	
費用徴収額	(本人負担額) (扶養義務者負担額) ※大口町にお支払いください。
その他	

・審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

・問い合わせ先

様式第 16 (第 16 条関係)

第 年 月 日 号

様

大口町長

印

障害児相談支援給付費支給（却下）決定通知書

児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項の規定に基づき、障害児相談支援給付費の支給について、次のとおり決定したので通知します。

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
通所受給者証番号			
申請者氏名		支給に係る 児童氏名	
支給の可否	可 ・ 否		
支給 する	支給期間		
	モニタリング 期間		
支給 しない	理 由		

・審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

・問い合わせ先

様式第 17 (第 16 条関係)

支援変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付け 号で通知した支援の内容を下記のとおり変更することを決定しましたので通知します。

記

区分	変更前	変更後
支援の種類及び量		
支援を提供する事業所	事業所又は施設名 代表者氏名 所在地 連絡先	
予定期間		
費用徴収額	(本人負担額)	(本人負担額)
その他		

・審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

・問い合わせ先

様式第 1 7 (第 1 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

モニタリング期間変更通知書

継続障害児利用援助について、次のとおり変更の決定をしたので通知します。

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
通所受給者証番号			
変更に係る障がい者 (保護者)		変更に係る 児童氏名	
変更後の モニタリング期間			

受給者証を に提出してください。

提出先

提出期限

年 月 日

・審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

・問い合わせ先

様式第 18（第 16 条関係）

支援終了決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付け 号で依頼した、下記の者の支援を終了すること
を決定しましたので通知します。

記

障害者氏名	
住所	
支援終了日	
依頼していた支援	
その他	

様式第 18 (第 16 条関係)

第 年 月 日 号

様

大口町長

印

障害児相談支援給付費支給取消通知書

児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項の規定に基づき、障害児相談支援給付費について、次のとおり決定しましたので通知します。

障害福祉サービス 受給者証 番 号		地 域 相 談 支 援 受 給 者 証 番 号	
通所受給者証番号			
支給取消に係る 障がい者 (保護者)		支給取消に係る 児 童 氏 名	
支 給 取 消 日			
取 消 理 由			

受給者証を に提出してください。

提出先

提出期限

年 月 日

・ 審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大口町を被告として (訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ・ 問い合わせ先

様式第 19（第 16 条関係）

支援終了通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

児童福祉法第 21 条の 6 の規定に基づき行った支援を下記のとおり終了することに決定しましたので通知します。

記

支援の種類及び量	
支援を提供する事業所	事業所又は施設名 代表者氏名 所在地 連絡先
終了日	
その他	

・審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
（1） 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
（2） 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

・問い合わせ先

様式第20（第17条関係）

費用徴収額決定（変更）通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

あなたを、児童福祉法第21条の6の規定に基づき行った下記の措置に係る、扶養義務者と認定し、負担すべき費用の額を決定（変更）しましたので、通知します。

記

障害児氏名	
住所	
支援の種類及び量	
支援を提供する事業所	事業所又は施設名 代表者氏名 所在地 連絡先
予定期間	
費用支払額	扶養義務者負担額

・審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
（1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
（2） 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

・問い合わせ先

様式第 2 1 (第 1 8 条関係)

障害児相談支援給付費支給申請書

大口町長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日												
	氏 名		個人番号													
	居 住 地	〒 電話番号														
申請に係る 児 童 氏 名	フリガナ		生年月日	年 月 日												
			個人番号													
			続柄													

届出者	フリガナ		申請者 との関係	
	氏 名			
	住 所	〒 電話番号		

様式第 2 2 (第 1 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

障害児相談支援給付費支給（却下）決定通知書

児童福祉法第 2 4 条の 2 6 第 1 項の規定に基づき、障害児相談支援給付費の支給について、次のとおり決定したので通知します。

障害福祉サービス 受 給 者 証 号		地 域 相 談 支 援 受 給 者 証 号	
通所受給者証番号			
申 請 者 氏 名		支 給 に 係 る 児 童 氏 名	
支 給 の 可 否	可 ・ 否		
支 給 す る	支給期間		
	モニタリング 期間		
支 給 し な い	理 由		

・審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

・問い合わせ先

第 年 月 日

様

大口町長

印

障害児相談支援給付費支給取消通知書

児童福祉法第 2 4 条の 2 6 第 1 項の規定に基づき、障害児相談支援給付費について、次のとおり決定しましたので通知します。

障害福祉サービス 受給者証 番 号		地 域 相 談 支 援 受 給 者 証 番 号	
通所受給者証番号			
支給取消に係る 障がい者（保護者）		支給取消に係る 児 童 氏 名	
支 給 取 消 日			
取 消 理 由			

受給者証を に提出してください。

提出先

提出期限

年 月 日

・ 審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ・ 問い合わせ先